

「ないすらいふプラン」 追補

令和7年8月1日

「ないすらいふプラン」記載内容のうち、令和7年8月から雇用保険の基本手当日額上下限の変更、令和7年4月から年金額の変更と雇用保険制度の見直し等が行われましたので、概略をお知らせいたします。

第2章 私たちの年金（該当：本書 P12～P35）

令和7年度年金額の改定

令和7年度年金額改定の指標となる令和6年平均の物価変動率は2.7%、名目手取り賃金変動率は2.3%となりました。名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回るときは、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、年金額は名目手取り賃金変動率で改定されます。

ただし、令和7年度のマクロ経済スライドによる年金額の調整▲0.4%が行われたため、1.9%の引上げとなりました。

P13 定額単価

令和7年度価格（新規裁定者の場合）：1,734円（令和6年度：1,701円）

※平成16年度価格の定額単価に乗ずる令和7年度の改定率（新規裁定者の場合）：1.065（令和6年度：1.045）

P14 加給年金（令和7年度価格）

項 目	支給額
配偶者	239,300円
子（第1子・第2子1人につき）	239,300円
子（第3子以降1人につき）	79,800円
配偶者の特別加算額	
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	35,400円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	70,600円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	106,000円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	141,200円
昭和18年4月2日以降	176,600円

P15 在職老齢年金

令和7年度支給停止調整額：510,000円（令和6年度：500,000円）

P17 老齢基礎年金

令和7年度価格（満額・新規裁定者の場合）：831,700円（令和6年度：816,000円）

P25 振替加算額（令和7年度価格）（昭和13年4月1日以前生まれの分は省略）

生年月日	加算額	生年月日	加算額
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれ	162,248円	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ	85,896円
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生まれ	155,806円	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれ	79,454円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ	149,602円	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれ	73,250円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ	143,160円	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれ	66,808円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれ	136,718円	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれ	60,366円
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれ	130,514円	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ	54,162円
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれ	124,072円	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれ	47,860円
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ	117,630円	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれ	41,399円
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれ	111,426円	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれ	35,177円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれ	104,984円	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生まれ	28,716円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれ	98,542円	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれ	22,255円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれ	92,338円	昭和36年4月2日～昭和41年4月1日生まれ	16,033円

P28 特別障害給付金（令和7年度価格）

障害等級	支給額
1級	月額56,850円（2級の額×100分の125）
2級	月額45,480円

P29 障害基礎年金（令和7年度価格・新規裁定者の場合）

1級障害		1,039,625円	2級障害		831,700円
子の加算	第1子	239,300円	子の加算	第1子	239,300円
	第2子	239,300円		第2子	239,300円
	第3子以降/人	79,800円		第3子以降/人	79,800円

P29 障害厚生年金（令和7年度価格・新規裁定者の場合）

項目	支給額
3級障害の障害厚生年金の最低保障額	623,800円
1・2級障害の配偶者加給年金額	239,300円
障害手当金の最低保障額	1,247,600円

P30 遺族基礎年金（令和7年度価格・新規裁定者の場合）（円）

子の数	子のある配偶者に支給される年金額			子のみの場合に支給される年金額		
	基礎年金額	加算額	支給額	基礎年金額	加算額	支給額
1人	831,700	239,300	1,071,000	831,700	—	831,700
2人	831,700	478,600	1,310,300	831,700	239,300	1,071,000
3人	831,700	558,400	1,390,100	831,700	319,100	1,150,800

※3人目以降は、1人増えるごとに79,800円加算されます。

第3章 雇用保険（該当：本書 P36～P41）

P36 自己都合退職の待期期間

下の（注）の自己都合退職の待期期間が、退職日が令和7年4月1日以降である場合は、原則2カ月→原則1カ月に変更になりました（3カ月はそのまま）。

P37 賃金日額上下限額・基本手当日額上下限額（令和7年8月1日から適用）

年齢区分	賃金日額上限額	賃金日額下限額	基本手当日額上限額	基本手当日額下限額
45歳以上 60歳未満	17,740円	3,014円	8,870円	2,411円
60歳以上 65歳未満	16,940円		7,623円	

P37 就業手当

下のコラムにある就業手当が令和7年4月1日で廃止されました。ただし、3月31日までに支給要件を満たしている人には支給されます。

P38 高年齢雇用継続基本給付金の支給額（令和7年4月1日以降に60歳に達する人）

- ・60歳以上65歳未満の各月の賃金が60歳時点の賃金の64%以下
→各月の賃金の10%相当額
- ・60歳以上65歳未満の各月の賃金が60歳時点の賃金の64%超75%未満
→低下率に応じて各月の賃金の10%相当額未満の額

P38 高年齢雇用継続基本給付金（令和7年8月1日から適用）

支給限度額：386,922円

P38 高年齢求職者給付金の計算基礎になる基本手当日額上限（令和7年8月1日から適用）

基本手当日額上限：7,255円

P39 高年齢雇用継続給付を受けている場合の年金支給停止額

（令和7年4月1日以降に60歳に達した人、再就職した人）

支給停止額：標準報酬月額4%相当額を限度

P40 基本手当受給中に、内職等で収入を得た場合の減額の計算基礎になる収入（令和7年8月1日から適用）

収入：1日分の収入－1,391円